

「森林環境保全税」は、県民税に次の額を上乗せするものです

▲個 人 年間 500円 (県民税均等割の納税義務がある方)

※前年の所得が一定額以下の方(生活保護を受給されている方など)は、課税されません。

🥄 法 人 資本金等の額に応じ、年間1,000円~40,000円







級の値いみち



- 間伐の遅れた人工林の整備など
- 竹林対策(放置竹林などの整備を支援)
- 森林の保全・整備
- 森林を守り育てる意識の醸成(ボランティア団体などの企画体験等を支援)
- 森林景観対策
- そのほか(森林を若返らせるための支援や制度の普及啓発など)

とっとり環境の森緊急整備事業(ハード事業)

手入れの遅れたスギ、ヒノキの人工林に下層植生の自然発生を促すため、通常よりも伐 採率の高い間伐(30~50%)や植生導入のための簡易工作物の整備等を、県が森林所 有者に代わって行います。

《採択要件》

- ◇1団地当り概ね3ha以上 ◇原則として16~60年生のスギ・ヒノキ
- ◇事業完了後20年間は皆伐、転用等を行わない旨、協定を締結





針葉樹と広 葉樹が混在 する森林へ 誘導します





木製流路 エにより植 生の早期 導入を図り ます



とっとり県民参加の森づくり推進事業(ソフト事業)

県民の方々に森林づくりへの参加等を促す森林体験企画や、地域の子供達が主体となる森林環境教育活動、県内の貴重な森林を継続して保全・整備する活動等を支援します。

《採択要件》

- ◇県内の森林で実施すること ◇多くの県民に参加を募ること
- ◇事業費は1企画20万円以上(小中学校等は5万円以上) 上限額は80万円







森林の保全・整備

県民生活を守るために多くの役割を果たしている森林の間伐や、保安林の間伐を行うための作業道の整備を支援します。

>>> 森林の間伐

既存の造林事業による補助金に上乗せし、森林所有者の負担 を軽減することで、間伐への意欲を喚起し、より一層の間伐を推 進します。

《採択要件》

- ・ 施行地の面積がO. 1ha以上
- ・ 林齢は60年生以下

(ただし、実施箇所の条件によっては上限が異なります。)

>>> 保安林間伐を行うための作業道整備

既存の森づくり作業道整備事業等による補助金に上乗せし、森 林所有者の負担を軽減することで、効率的な間伐を推進します。

《採択要件》

- ・ 保安林内の間伐が0.5ha以上計画されていること (森林所有者が実施主体の場合には、0.1ha以上)
- 造林事業を活用する場合は、保安林内の間伐が造林事業 で採択されていること





竹林の整備

近年、放置された荒廃竹林が増大し、保水能力や土砂崩壊防止機能の低下、周辺森林の駆逐など、生活面や環境面に悪影響を及ぼしていることから、竹林の整備を支援します。

>>> 竹林整備

放置竹林等の整備を進めるため、森林所有者の負担を軽減します。

- ① 竹林の伐採・植林、その後の下刈り(5年間)
- ② 人工林へ侵入した竹の駆除(除伐)
- ③ 竹林の抜き伐り(間伐 3年間を上限)
- ④ 竹林の循環利用型皆伐(竹林の天然更新)
- ⑤ 竹林整備のための管理道・アクセス道開設
- ⑥ 伐採竹の搬出

※①、②は、造林事業で実施、③~⑥は、森林環境保全税単独事業

(④、⑤は平成21年度より拡充、⑤の管理道は平成 24年度より拡充、⑥は平成 26年度より拡充)

《主な採択要件》

①、②は、造林事業による。③~⑥については、次のとおり

- 放置された竹林であること。
- 1施行地の面積は O. 1ha以上 (循環利用型皆伐は1. Oha 未満)
- 竹林整備事業の実施及び管理に関する協定を締結 (市町村、森林所有者、事業実施主体で締結。事業終了後5年 間は、適切な管理が必要)





森林の機能維持と景観向上

風致・保健・休養等の機能を維持するとともに、景観の向上を図るために、市町村が次の対象区域で行う枯死木の伐採等に係る経費について、事業費の3/4を支援します。

《対象区域》 国立公園、国定公園、県立自然 公園、史跡名勝天然記念物周辺の森林

壊滅的な枯れ松区域



森林環境保全税関連事業評価委員会

税の使いみちは、透明性を図るため、県民の方々による「評価委員会」を組織し、事業の審査、選定、検証、見直し等を実施していただいております。



モザイク林の造成

二酸化炭素吸収能力の低下した高齢林を、 公益的機能の低下を最低限に抑えつつ、成 長の旺盛な若い森林へ更新を図るため、森 林所有者による再造林と下刈りの経費負担を 軽減します。

【モザイク林のイメージ図】



制度の普及啓発

各種広報や森林環境フォーラムの開催により、税の仕組みや使いみちについて広く県民の皆さまにお知らせしていきます。



【募集期間】 事業への取り組みについて、企画等を募集します。

第1次募集期限 第2次募集期限 第3次募集期限 事業実施年度の前年度2月末日 事業実施年度の5月末日 事業実施年度の8月末日

※募集期限の日が県の休日に当たる場合は、 その翌日をもって募集期限とします。

【お問い合せ】森林環境保全税を活用した森林づくり活動をご希望の場合は、下記最寄りの県地方事務所 までお問い合わせください。

東部農林事務所八頭事務所 農林業振興課 中部総合事務所農林局 林業振興課 西部総合事務所農林局 農林業振興課 日野振興センター日野振興局 農林業振興課 電話 0858-72-3819 電話 0858-23-3182 電話 0859-31-9678

電話 0859-72-2020

ファクシミリ 0858-73-0136 ファクシミリ 0858-23-3509 ファクシミリ 0859-34-1083 ファクシミリ 0859-72-2125